

次の対象区域において、建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく認定をいたしましたので、同条第8項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成21年10月6日

京都市長 門川 大作

認定番号	認定年月日	対象区域
11-005	平成21年9月30日	京都市伏見区小栗栖中山田町21番地の1， 21番地の4から21番地の12まで，53番地の1，53番地の4から53番地の7まで，54番地の3から54番地の5まで，54番地の7，54番地の13，54番地の15から54番地の17まで，55番地，55番地の5，55番地の8から55番地の10まで，121番地から124番地まで，131番地から135番地まで，137番地，138番地，141番地から147番地まで及び150番地，同区桃山町山ノ下64番地の3，65番地，65番地の4，66番地の5から66番地の7まで，68番地，90番地，94番地及び95番地並びに同区石田川向54番地の3，55番地の3，55番地の6，57番地の7から57番地の9まで及び74番地

(都市計画局建築指導部建築指導課)